

**自動車リサイクル法に基づく  
破碎業許可申請の手引**

**(新規・更新許可申請用)**

**東 京 都**

**令和3年5月**

## はじめに

この申請書は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づく破碎業の新規許可又は更新許可の申請のためのものです。なお、この申請にあたっては、事前に「事前計画書」の提出をして下さい（事前計画書の提出も予約が必要です。）。

## 1 申請受付場所

許可申請は次の2か所で受付けています。

### 【23区内及び島しょ地域】

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課自動車リサイクル担当

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1（都庁第二本庁舎）

J R新宿駅西口から徒歩15分

都営大江戸線都庁前駅から徒歩5分

電話 03-5388-3571（直通）

FAX 03-5388-1381

### 【多摩の区域（八王子市、町田市を除く。）】

東京都多摩環境事務所廃棄物対策課審査担当

〒190-0022 立川市錦町4-6-3（東京都立川合同庁舎）

J R立川駅南口から徒歩15分

J R南武線 西国立駅から徒歩7分

電話 042-528-2693（直通）

FAX 042-522-9511

※八王子市又は町田市内で解体業を営む場合は、各市役所にお問合せください。

八王子市：八王子市役所廃棄物対策課 （電話）042-620-7458

町田市：町田市役所資源循環課 （電話）042-797-2733

## 2 申請方法等

### (1) 申請方法

申請は、予約制とさせていただいています。あらかじめ上記の申請受付場所に電話で予約の上、御来庁ください。

郵送での受け付けはいたしておりません。

### (2) 申請受付時間

平日の午前9時から11時30分まで及び午後1時から午後3時まで。

## 3 申請手数料

### (1) 申請手数料

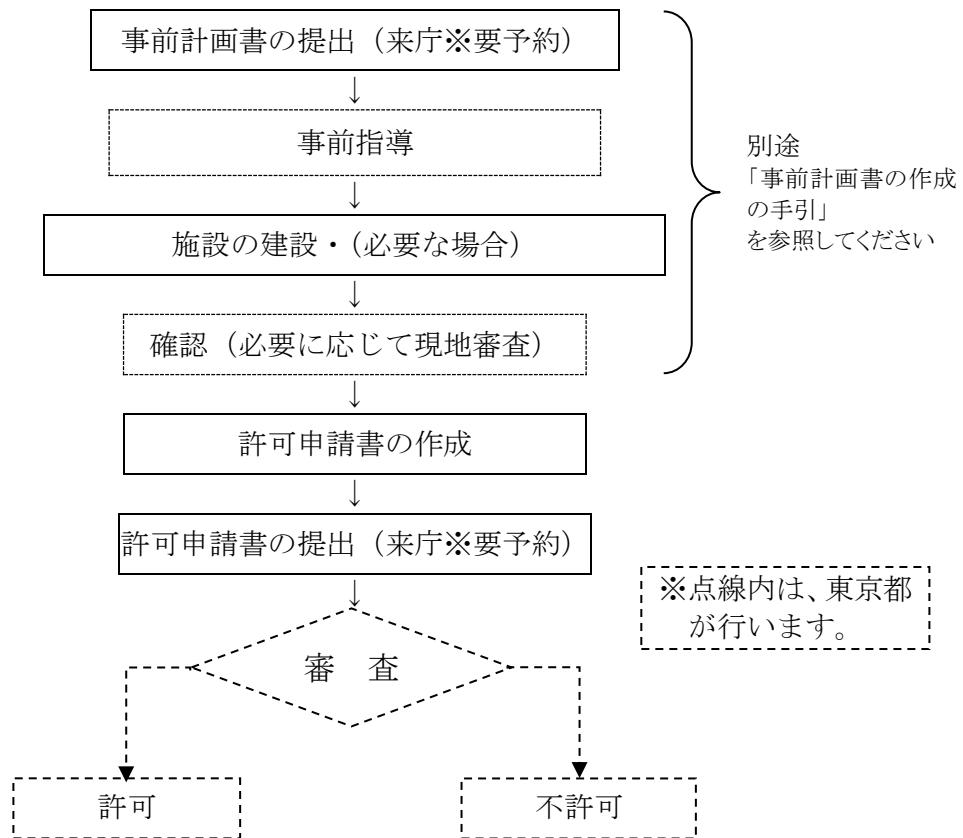
新規許可申請	84,000円
更新許可申請	77,000円
変更許可申請	67,000円

### (2) 納入方法

申請手数料は、申請当日に庁舎内の銀行又は郵便局に納入していただきますので、必ず現金を御用意ください。

## 4 審査及び許可決定

### (1) 申請の流れ



### (2) 申請の時期

解体業、破碎業の許可申請においては、許可申請に先立ち必ず事前計画書の提出をお願いしています。事前計画書の作成については、別に定める事前計画書作成の手引を参照してください。

新規許可申請の場合、事前計画書により施設の計画内容を確認した後、施設建設・改修の工事着工をしていただき、工事完成後に許可申請書を提出していただきます。

更新許可申請の場合も、事前計画書を提出していただきます。事前計画書により現在の施設の状況について確認し、必要に応じて施設の改修、修理をしていただいた後に許可申請書の提出をしていただきます。

更新許可申請は、許可の有効期限日の3ヶ月前から受付け、その事前計画書は、更にその許可申請の3ヶ月前から受付けます。更新時期は窓口が混み合うことが予想されますので、予め余裕を持って御予約下さい。

### (3) 審査期間

審査の標準処理期間は申請書受理後60日です（不備な申請書類の修正・追加に要した期間、土日祝日・年末年始(12/29-1/3)は含まれません。）。

### (4) 許可・不許可の連絡

#### ① 許可の場合

許可の場合、新しい許可証を交付します。

#### ② 不許可の場合

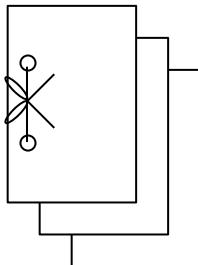
不許可の場合、不許可処分となったことを文書で通知します。

### (5) 許可証の交付

許可証は郵送での交付となります。申請者の宛先を記載したレターパックプラスを許可申請書と共にお持ちください。

## 5 申請書類の作成

### (1) 申請書の綴じ方



申請書は左側に2穴パンチで穴をあけ、下記リストの順番に並べ、綴じひもで綴じてください。

申請する書類に不足のないように、提出前にリストの確認欄（□にレでチェック）を活用して再度御確認下さい。

### (2) 提出部数

書類は正副2部必要です。副本は正本の写し（コピーしたもの）で結構です。

### (3) 提出書類一覧

法人の場合	個人の場合
本人確認書類	チェック欄
下記いずれかの書類 ①現在有効な破碎業の許可証（原本） ②印鑑証明書	<input type="checkbox"/> (住民票をもって本人確認資料となります。)
申請書類	
1 破碎業許可（許可の更新）申請書	<input type="checkbox"/> 1 破碎業許可（許可の更新）申請書 <input type="checkbox"/>
2 欠格条項に該当していない者である旨の誓約書	<input type="checkbox"/> 2 欠格条項に該当していない者である旨の誓約書 <input type="checkbox"/>
3 事業計画書及び収支見積書	<input type="checkbox"/> 3 事業計画書及び収支見積書 <input type="checkbox"/>
申請者に関する書類	
4 定款の写し	<input type="checkbox"/> 4 住民票等 <input type="checkbox"/>
5 登記事項証明書（旧名称：商業登記簿謄本） (履歴事項全部証明書)	<input type="checkbox"/> 次の①～③の方全員分についての住民票抄本（本籍（外国人にあっては国籍等）の記載があり、マイナンバーの記載がないもの） ①申請者 ②法定代理人 ③令5条に規定する使用人（誓約書の記載参照。以下同じ。） <input type="checkbox"/>
6 役員等の住民票等 次の①～③の方全員分についての住民票抄本（本籍（外国人にあっては国籍等）の記載があり、マイナンバーの記載がないもの） ①役員（監査役・相談役・顧問を含む。） ②株主又は出資者（個人が5%以上出資している場合） ③令5条に規定する使用人（誓約書の記載参照。以下同じ。）	<input type="checkbox"/> 5 登記事項証明書（後見登記） 次の①～③の方全員についての被後見人等が登記されていないことの証明書 ①申請者 ②法定代理人 ③令5条に規定する使用人 <input type="checkbox"/>

7 役員等の登記事項証明書（後見登記） 次の①～③の方全員についての被後見人等が登記されていないことの証明書 ①役員（監査役・相談役・顧問を含む。） ②株主又は出資者（個人が5%以上出資している場合） ③令5条に規定する使用人	□ 6 既に取得している許可証の写し ○新規許可申請の場合 他に自動車リサイクル関連事業者として東京都の登録又は許可を有している場合は当該「登録通知書」又は「許可証」の写し ○更新許可申請の場合 更新する破碎業の許可証の写し。
8 法人株主の登記事項証明書 法人が株主又は出資者として、5%以上出資している場合、その法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	□ 7 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業許可を有している場合は、当該許可証の写し
9 既に取得している許可証の写し ○新規許可申請の場合 他に自動車リサイクル関連事業者として東京都の登録又は許可を有している場合は当該「登録通知書」又は「許可証」の写し ○更新許可申請の場合 更新する破碎業の許可証の写し。	
10 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業許可を有している場合は、当該許可証の写し	

### 施設に係る書類

11 施設の所有権又は使用権原に係る書類 ①土地の公図の写し ②土地・建物の登記事項証明書 ③土地・建物の賃貸借契約書等、使用権原が確認できる書類（申請者が土地・建物の所有者でない場合） ④重機等使用する設備の車検証・購入時の契約書等、使用権原が確認できる書類及び写真	□ 8 施設の所有権又は使用権原に係る書類 ①土地の公図の写し ②土地・建物の登記事項証明書 ③土地・建物の賃貸借契約書等、使用権原が確認できる書類（申請者が土地・建物の所有者でない場合） ④重機等使用する設備の車検証・購入時の契約書等、使用権原が確認できる書類及び写真
12 施設の付近の見取図 ※ 住宅地図等に当該施設を着色したもの	□ 9 施設の付近の見取図 ※ 住宅地図等に当該施設を着色したもの
13 施設の図面 ※ 平面図、立面図、断面図、構造図等について施設の配置、構造等を分かり易く記載してください	□ 10 施設の図面 ※ 平面図、立面図、断面図、構造図等について施設の配置、構造等を分かり易く記載してください
※ 事前計画書と同じ図面等は不要です。	※ 事前計画書と同じ図面等は不要です。

注1) 登記事項証明書、履歴事項全部証明及び住民票等の公的な書類は、原則として3か月以内に発行されたものを添付してください（副本はコピーで結構です）。

注2) 住民票は本籍の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを用意してください。

注3) 登記事項証明書について

登記事項証明書には、次の区分があります。それぞれ必要なものを添付してください。

○ 登記事項証明書（法人登記）

法人について、設立年月日、商号、本店の所在地、役員等を証明するもの。申請には「履歴事項全部証明書」を添付してください。

○ 登記事項証明書（不動産登記）

土地・建物の地番、面積、地目を記載し、所有者等を証明するもの。申請には「全部事項証明書」を添付してください。

○ 登記事項証明書（後見登記）

「後見登記等に関する法律」第10条第1項に規定する「被後見人等が登記されていないことの証明書」（証明書の交付を申請する際には証明事項の「成年被後見人、非補佐人とする記録がない」にチェックを必ず付けてください。）問い合わせ先は、各地域管轄の法務局及び地方法務局です。郵送での申請は、東京法務局民事行政部後見登録課にお問い合わせください（TEL.03-5213-1360 千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎）。

なお、成年被後見人又は被保佐人に該当する場合等は追加書類が必要になりますので、事前にお問い合わせください。

## 6 申請前の確認事項等

(1) 自動車リサイクル法の破碎業者に該当するか

解体自動車のプレス、せん断のみを行うことも破碎業に該当し、破碎業の許可（破碎前処理工程）が必要です。事前にご相談ください。

(2) 許可の取得先

破碎業の許可は、破碎業を営む事業所の所在する都道府県又は保健所設置市で取得することになります。東京都に本社があっても、プレス、せん断、破碎を行う事業所が東京都内にない場合は、東京都での許可は不要です。この場合、その事業所の所在する県庁等で許可を取得してください。

(3) 欠格要件

申請者、申請者の役員などに、暴力団員など欠格要件に該当する者がいる場合は、不許可になります。

許可後に欠格要件に該当していたことが判明した場合は許可取消しとなります。

「欠格要件に該当しない者である旨の誓約書」をよくご確認の上、申請してください。